

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外債1 - 57

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月13日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カロリーナ・モーリン
(Karolina Molin)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

ウルリカ・ゴンザレス・ヘードクヴィスト
(Ulrika Gonzalez Hedqvist)
上席資金調達マネージャー
(Senior Funding Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【今回の売出金額】 628,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年7月4日
効力発生日	平成30年7月12日
有効期限	平成32年7月11日
発行登録番号	30 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外債1-1	平成30年7月13日	891,000,000円		該当事項なし
30-外債1-2	平成30年7月13日	447,000,000円		該当事項なし
30-外債1-3	平成30年7月13日	1,058,000,000円		該当事項なし
30-外債1-4	平成30年7月13日	1,391,000,000円		該当事項なし
30-外債1-5	平成30年7月13日	1,009,000,000円		該当事項なし
30-外債1-6	平成30年7月31日	300,000,000円		該当事項なし
30-外債1-7	平成30年7月31日	950,000,000円		該当事項なし
30-外債1-8	平成30年8月3日	500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-9	平成30年8月7日	671,000,000円		該当事項なし
30-外債1-10	平成30年8月13日	500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-11	平成30年9月6日	306,000,000円		該当事項なし
30-外債1-12	平成30年9月6日	300,000,000円		該当事項なし
30-外債1-13	平成30年9月7日	300,000,000円		該当事項なし
30-外債1-14	平成30年9月11日	500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-15	平成30年9月11日	500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-16	平成30年9月12日	1,377,000,000円		該当事項なし
30-外債1-17	平成30年9月12日	385,000,000円		該当事項なし
30-外債1-18	平成30年9月12日	1,440,000,000円		該当事項なし
30-外債1-19	平成30年9月12日	475,000,000円		該当事項なし
30-外債1-20	平成30年9月12日	1,267,000,000円		該当事項なし
30-外債1-21	平成30年9月28日	1,396,000,000円		該当事項なし
30-外債1-22	平成30年9月28日	1,029,000,000円		該当事項なし
30-外債1-23	平成30年9月28日	1,307,000,000円		該当事項なし
30-外債1-24	平成30年9月28日	1,514,000,000円		該当事項なし
30-外債1-25	平成30年9月28日	1,550,000,000円		該当事項なし
30-外債1-26	平成30年10月15日	1,500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-27	平成30年10月16日	1,500,000,000円		該当事項なし
30-外債1-28	平成30年10月16日	844,000,000円		該当事項なし

30-外債1-29	平成30年10月16日	1,528,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-30	平成30年10月16日	1,111,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-31	平成30年10月19日	2,172,568,100円	該当事項なし	
30-外債1-32	平成30年10月26日	1,540,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-33	平成30年10月26日	1,757,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-34	平成30年10月26日	1,095,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-35	平成30年10月26日	664,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-36	平成30年11月15日	2,592,568,400円	該当事項なし	
30-外債1-37	平成30年11月28日	564,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-38	平成30年11月28日	1,595,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-39	平成30年11月28日	547,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-40	平成30年11月28日	1,338,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-41	平成30年11月28日	534,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-42	平成30年12月10日	343,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-43	平成30年12月10日	715,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-44	平成30年12月10日	334,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-45	平成30年12月10日	807,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-46	平成30年12月10日	1,434,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-47	平成30年12月12日	1,068,960,000円	該当事項なし	
30-外債1-48	平成30年12月28日	1,017,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-49	平成30年12月28日	1,072,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-50	平成30年12月28日	1,499,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-51	平成30年12月28日	713,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-52	平成31年1月18日	1,186,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-53	平成31年1月18日	1,235,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-54	平成31年1月18日	776,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-55	平成31年1月18日	656,000,000円	該当事項なし	
30-外債1-56	平成31年3月13日	518,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		55,619,096,500円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 744,380,903,500円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号

【売出債券の名称】	スウェーデン地方金融公社 2019年12月19日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ヤフー株式会社普通株式) (以下「本債券」という。) (注1)	
【記名・無記名の別】	無記名式	
【券面総額】	628,000,000円(注2)	
【各債券の金額】	100万円(注3)	
【売出価格及びその総額】	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	628,000,000円(注2)
【利率】	年6.10%(注4)	
【償還期限】	2019年12月19日(注3)	
【売出期間】	2019年3月14日から2019年3月28日まで	
【受渡期日】	2019年3月29日	
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注6)	

(注1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社（以下「発行者」または「公社」という。）により、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム」という。）に基づき、2019年3月28日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場において発行される本債券の券面総額は、628,000,000円である。

(注3) 各本債券の満期償還は、2019年12月19日（以下「満期償還日」という。）において、下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に従い、額面金額の支払または交付株式数の対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされる。満期償還日前の償還については、「3 償還の方法 (1) 早期償還」、「6 債券の管理会社の職務」および「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税 ロ。」を、対象株式発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。なお、本注記載の用語は、それぞれ下記「用語の定義」に定義される。

(注4) 本債券の付利は2019年3月29日に開始する。発行日である2019年3月28日には利息は発生しない。

(注5) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAAAの長期発行

体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

（注6）本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

（注7）本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国内国歳入法」という。）および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の主支払代理人が任命されている。

本債券の主支払代理人（以下「主支払代理人」という。）

会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、 ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、 カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

期限の利益喪失特約については、下記「6 債券の管理会社の職務」を参照のこと。

リスクおよびご留意事項

本債券への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したのではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付等により行われる場合がある。かかる場合、本債券について満期償還日に受領される財産的価値は、対象株式の株価により直接影響を受けることから、対象株式の株価水準によっては、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

したがって、対象株式の株価が下落すると、本債券の償還金額が元本を下回る可能性が高くなると予想される。

(2) 受渡リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付等により行われる場合があるが、発行者および受渡代理人（下記「用語の定義」に定義される。）は、本債券の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在確保していない。このため、対象株式の流動性が低い場合には、株式市場から償還に必要な株式が迅速に調達できず、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由（下記「用語の定義」に定義される。）の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

(3) 償還期限に関するリスク

下記「3 償還の方法（1）早期償還」に記載される事由が発生した場合、本債券は直後の利払日（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）に早期償還され、その後は本債券の利息は発生しない。このため早期償還により、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

早期償還された場合、その償還金額や利息を再投資しても、早期償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社は、現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合があり得る。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になり得るため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行者および/または保証人（下記「5 担保又は保証に関する事項」に定義される。）の財務状況の悪化などにより、本債券の利息もしくは償還金額の支払または交付株式数の対象株式の交付等がその支払期日より遅延する可能性、または支払もしくは対象株式の交付が行われない可能性がある。また、発行者および/または保証人ならびに対象株式発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期償還日前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性がある。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性がある。

一般的に、発行者のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムおよび発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は、格付機関により、いつでも変更、または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本債券の時価および売却価格は、以下に掲げる様々な影響を受ける。かかる影響の度合いは、対象株式の株価と本債券の満期償還日までの期間により、変動する。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可

能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本債券の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本債券の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本債券の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

金利

本債券は円建てであるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が下落すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。対象株式の株価、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者および/または保証人ならびに対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム、発行者および/または保証人ならびに対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また当該格付に変更がなされなくても、発行者および/または保証人の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

早期償還判定日

早期償還判定日（下記「用語の定義」に定義される。）の前後で本債券の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があると予想される。

2.ご留意事項

(1)対象株式発行会社の開示

本債券の発行者、売出人およびそれらの関係会社は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社の開示情報に虚偽記載等があった場合、対象株式の株価が下落し、その結果本債券の財産的価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2)本債券と対象株式発行会社および対象株式の関係

本債券者は、対象株式の株主が得られる利益と同等の利益を、本債券の投資により得られることを期待してはならない。したがって、本債券者は、対象株式の株価上昇による利益を直接享受することはなく、満期償還が対象株式の交付によってなされる場合であっても、交付前に発生した対象株式の配当金を受取る権利はない。

対象株式発行会社に、潜在的調整事由や合併事由（それぞれ下記「用語の定義」に定義される。）などが生じた場合、本債券の早期償還の有無および満期償還の方法の決定基準となる値（それぞれを「早期償還判定価格」、「ロックイン価格」および「転換価格」と称し、下記「用語の定義」に定義される。）が調整されることがあり、また対象株式が代替することがある。

本債券の早期償還判定価格、ロックイン価格および転換価格を決めるための当初価格（下記「用語の定義」に定義される。）はまだ決定していない。決定した当初価格によっては、また、前述の調整が行われた結果または対象株式の単元株数（下記「用語の定義」に定義される。）が変更になった場合などには、額面金額を転換価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合があり得ることに留意すべきである。

(3)本債券に影響を与える市場活動

計算代理人（下記「用語の定義」に定義される。）、発行者、売出人およびそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客勘定で、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支

払債務をヘッジする目的で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を行うことができる。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本債券の発行条件、早期償還の有無、満期償還の方法および本債券の時価および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(4)税金

本債券についての日本の課税上の取扱いについては、変更されることがある。下記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「受渡混乱事由」とは、
受渡代理人および/または発行者が管理できない事由(本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。)で、その結果、受渡代理人および/または発行者が各本債券に関し、本債権者に対する交付株式数の対象株式の交付を確保できなくさせるものをいう。

「受渡代理人」とは、
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。受渡代理人は、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務もしくは関係を受け取るものではない。

「終値」とは、
対象株式につき、計算代理人により決定される、当該日の評価時刻(以下に定義される。)における本取引所(以下に定義される。)において表示される対象株式の公式な終値をいう。

「確定株式数」とは、
対象株式につき、以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券に対する株式数をいう。ただし、小数第9位を四捨五入する。

$$(\text{額面金額} \div \text{転換価格})$$

「合併事由」とは、

対象株式につき、()発行済の対象株式の全部を他の法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更、その他の変更(対象株式の基準通貨の変更を含む。)、()対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換(対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併で、発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。)、()法人または個人が発行済の対象株式の100%を買入れもしくは取得することにより、対象株式の全部もしくは一部(買付人が所有または支配する対象株式を除く。)を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または()対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式(当該第三者が所有または支配する対象株式を除く。)が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由をいい、いずれの場合も合併日(以下に定義される。)が最終評価日(以下に定義される。)以前の場合に限る。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象株式(公開買付の場合には、買付人により所有または支配されている対象株式を除く。)の種類変更その他の変更もしくは対象株式の公開買付により所有する対象株式の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の日時が株主総会に承認のために提出された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。

「観測期間」とは、

当初価格決定日(以下に定義される。)の直後の予定取引日(以下に定義される。)から最終評価日までの期間をいう。

「計算代理人」とは、

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

計算代理人による計算および決定は(明白な誤りの場合以外は)最終的かつすべての当事者を拘束するものとするが、計算代理人によるすべての決定は誠意をもってなされるものとする。

「決済機構」とは、

株式会社証券保管振替機構(JASDEC)またはその承継者をいう。

- 「決済機構営業日」とは、
決済機構が決済指示の受付および執行のために営業している日（または受渡混乱事由の発生がなければそうであった日）をいう。
- 「現金調整額」とは、
対象株式につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される額面金額に対する日本円の現金額（1円未満を四捨五入）をいう。
(確定株式数 - 交付株式数) × 最終価格（以下に定義される。）
- 「公開買付」とは、
当該法人または個人が転換またはその他の手段により対象株式発行会社の議決権のある発行済株式の10.00%超、100.00%未満を買入れ、または取得もしくは取得の権利を持つこととなると、計算代理人が政府機関もしくは自主規制機関に提出された書類あるいは計算代理人が関係あるとみなしたその他の情報に基づき判断した、法人または個人による公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案またはその他の事由をいう。
- 「交付株式数」とは、
確定株式数以下で、単元株数の最大整数倍の対象株式の数をいう。
- 「国有化」とは、
対象株式につき、対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局、政府団体もしくはそれらの代行機関に強制的に譲渡されることをいう。
- 「最終価格」とは、
最終評価日の対象株式の終値をいう。
- 「最終評価日」とは、
満期償還日の直前の評価日（以下に定義される。）をいう。
- 「市場障害事由」とは、
計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する以下のいずれかの事由をいう。ただし、取引障害および取引所障害（それぞれ以下に定義される。）については、計算代理人が当該取引障害または取引所障害が重大であると決定した場合をいう。
「取引障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間間に（本取引所その他が許容する制限を超える株価変動その他を理由とするか否かを問わず）本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。

「取引所障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に、市場参加者が全般的に本取引所における対象株式の取引を実行し、またはその時価を取得する機能を失い、または毀損する事由（早期終了（以下に定義される。）を除く。）をいう。

「早期終了」とは、取引所営業日（以下に定義される。）において予定終了時刻（以下に定義される。）前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（ ）当該取引所営業日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（ ）当該取引所営業日の評価時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

「支払不能事由」とは、

対象株式発行会社の任意もしくは強制的解散、清算、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算の開始、整理もしくは支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、（ ）対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または（ ）対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。

「障害日」とは、

本取引所がその通常取引セッションの間取引を行うことができない、または市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式が本取引所において（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。

「潜在的調整事由」とは、

対象株式につき、以下のいずれかの事由をいう。

- () 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生による場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、株式分割もしくは株式併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象株式の現存株主に対する無償分配または配当を含む。
- () 対象株式の現存株主に対する(a)かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、(b)対象株式の株主に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)会社分割または他の同様の取引により対象株式発行会社が取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- () 計算代理人の決定する特別配当。
- () 対象株式発行会社による全額払込済みでない対象株式の払込請求。
- () その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であることを問わない、対象株式発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し。
- () 敵対的買収に対抗する株主権利プランまたはその他の取決め（一定の事態が発生した場合に優先株式、新株予約権証券、債券または株主権をそれらの市場価格を下回る価格（計算代理人が決定するところによる）で付与する内容のもの）により、何らかの株主権が分配されまたは普通株式もしくは対象株式発行会社の資本を構成する他の株式から何らかの株主権が分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結果として効力を生じる調整は、かかる権利が回復された場合再調整される。
- () 上記()ないし()以外で、計算代理人の判断において、対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有する可能性があるその他同様の事由。

「早期償還判定価格」とは、

対象株式につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう（0.01円未満を切捨てる。）。

「早期償還判定日」とは、

各早期償還日（以下に定義される。）の直前の各評価日をいう。

「早期償還日」とは、

満期償還日に予定される最後の利払日以外の各利払日をいう。

- 「対象株式」とは、対象株式発行会社の全額払込済みの普通株式をいい、下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還 (ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および支払不能事由の影響」記載の調整の条項に服する。
- 「対象株式発行会社」とは、ヤフー株式会社(株式銘柄コード:4689)(本書において「ヤフー」ということがある。)をいう。
- 「単元株数」とは、100株の単元株数をいう。ただし、対象株式発行会社の定款における単元株数の変更に従う。
- 「転換価格」とは、対象株式につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう(0.01円未満を切捨てる。)
- 「当初価格」とは、計算代理人がその単独の裁量で決定する、当初価格決定日の対象株式の終値をいう。
- 「当初価格決定日」とは、2019年3月29日をいう。2019年3月29日が予定取引日ではない、または、障害日である場合、当初価格決定日はその直後の障害日ではない予定取引日とする。ただし、2019年3月29日の直後の2予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が障害日である場合、かかる日が障害日であることにかかわらず、当該2予定取引日目の日を当初価格決定日とみなし、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当初価格を決定する。
- 「取引所営業日」とは、本取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
- 「ロックイン価格」とは、対象株式につき、当初価格の80.00%に相当する金額をいう(1円未満を切捨てる。)
- 「ロックイン事由」とは、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観測期間中の障害日ではない予定取引日の終値が一度でもロックイン価格と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。
- 「評価時刻」とは、本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。
- 「評価日」とは、各利払日につき、当該利払日の7予定取引日前の日をいう。当該日が障害日である場合、評価日はその直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、当初予定されていた評価日の直後の2予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が障害日である場合、()当該2予定取引日目の日が、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、()計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して対象株式の終値を決定する。

「本取引所」とは、	東京証券取引所またはその承継者もしくは譲受金融商品取引所をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、額面金額に対して年6.10%の利率で、利息起算日である2019年3月29日（同日を含む。）からこれを付し、2019年6月19日、2019年9月19日および2019年12月19日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの利息期間（以下に定義される。）について日本円で後払いされる。額面金額100万円の各本債券につき、初回の利払日である2019年6月19日に支払われる利息額は13,556円、その後の各利払日に支払われる利息額は15,250円である。

利払日が営業日（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される（ただし、延期した利払日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。）。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われない。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率を乗じて得られた金額に、当該期間の日数（当該期間の初日（同日を含む。）から当該支払期日（同日を含まない。）までの日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日に基づく。））を乗じて360で除した額（1円未満は四捨五入または市場慣行に従い計算される。）とする。「利息期間」とは、各利払日（または初回の利息期間の場合、2019年3月29日）（同日を含む。）から次回の利払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合本債券には、（ ）当該本債券につき支払われるべき全額の支払がなされた日、または（ ）かかる支払を行うために必要な資金を主支払代理人または（場合により）支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）が受領し、その旨が下記「10 公告の方法」に従って通知された日の5日後の日、のいずれか早い方の日まで継続して利息が発生する。

3【償還の方法】

(1) 早期償還

計算代理人が、いずれかの早期償還判定日において終値が早期償還判定価格と等しいかそれを上回ると決定した場合、かかる決定後、可及的速やかに、計算代理人は発行者および主支払代理人に対し通知し、主支払代理人はその後、本債権者に対し「10 公告の方法」に従いかかる決定を通知する。かかる場合、直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部は不可。）が、追加の通知を要することなく額面金額にて、早期償還日（同日を含まない。）までに発生する利息を付して早期償還される。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本債券が早期償還されず、また、買入消却されない限り、本書に記載されるところに従い、本債券は、満期償還日に、発行者により以下のとおり償還される。

- () ノックイン事由が発生していない場合、額面金額100万円の各本債券は額面金額で償還される。
- () ノックイン事由が発生したが、計算代理人が、最終価格が転換価格と等しいかまたはこれを上回っていると決定した場合、額面金額100万円の各本債券は、額面金額で償還される。
- () ノックイン事由が発生し、かつ計算代理人が、最終価格が転換価格を下回っていると決定した場合、額面金額100万円の各本債券は、交付株式数の対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付に

より償還される。ただし、下記規定に服する。別段に記載されない限り、本書で言及されている対象株式の交付は、かかる現金調整額の支払を含むものとする。

満期償還日が営業日に該当しない場合、かかる満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月となる場合には、直前の営業日）とする。

(b) 上記(イ)(a)()に該当する場合、受渡代理人は、発行者に代わり、本債権者に対し、決済機構の振替制度を通じ、満期償還日（または満期償還日が決済機構営業日に該当しない場合は翌決済機構営業日）（以下「交付期日」という。）に、交付株式数の対象株式を交付する。受渡代理人がその単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事由が交付期日に発生していると決定した場合、交付株式数の対象株式の交付は、交付期日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、交付期日後8決済機構営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。）。交付期日後8決済機構営業日目においても受渡混乱事由が継続している場合には、() 発行者に代わり受渡代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該8決済機構営業日目の日に、交付株式数の対象株式を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに() (x) 交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債権者に対し交付株式数の対象株式を発行者に代わり交付し、または(y) 交付できないと決定した場合、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付の支払に代えて、発行者は、受渡代理人が計算代理人に上記() に基づきかかる決定を通知した日現在の(イ)(a)() に基づき交付される対象株式の公正な市場価格に等しい額から関連ヘッジ契約（下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定義される。）の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額（計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する。）を、本債権者に対しその保有する本債券の額面金額に応じて日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は計算代理人により決定された日に行われる。

本(イ)(b)に基づく本債券の償還の日が満期償還日後に到来する場合、本債権者は本債券につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行者にいかなる債務も発生しない。

(c) 上記(イ)(a)() または(イ)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終評価日において、その単独かつ完全な裁量により、いかなる理由においても上記(イ)(a)() に従い発行者が交付期日に本債権者に対し交付株式数の対象株式を交付することができないと決定した場合、発行者は、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、最終評価日の評価時刻現在の(イ)(a)() に基づき交付されるべき交付株式数の対象株式の公正な市場価格に等しい額から関連ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を、本債権者に対しその保有する本債券の額面金額に応じて日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本債券のすべてを償還する。本債券の要項に基づき、関係事項の通知が本債権者に対し事前になされるものとする。

(d) (イ)(a)() に基づき交付株式数の対象株式の交付を受けるために、本債権者は、確認書をユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エイ（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（場合による。）に対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。

確認書は以下に従うものとする。

- () 本債権者の氏名および住所を明記すること。
- () かかる確認書の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- () 交付期日に本債券を本債権者の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）に対し取消不能の形で指図、授權すること。
- () (A) 交付株式数の対象株式を譲渡証書の方式により譲渡することを受渡代理人が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または
- (B) 交付株式数の対象株式の電子的な方法による交付により譲渡することを受渡代理人が選択した場合、当該対象株式の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。

() 本項に基づく本債券の決済のために現金調整額(もしあれば)を含む(ただしそれに限らない。)現金が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)の本債権者の口座番号を明記すること。

() 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる確認書の提出を授権すること。

疑義を避けるために付言すれば、「確認書」は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが随時本債権者に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグは、本債権者に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

確認書は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債権者は本債券を譲渡することができない。本債権者からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)は、本債権者として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

確認書が適切に記入されておらず、かつ交付されない場合は、当該確認書は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債権者を拘束する。

本項の規定に従い、本債権者が確認書に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する対象株式の譲渡証書の交付または対象株式の電子的な方法による交付は、本債権者のリスク負担により行われる。

(イ)(a)()に基づく交付株式数の対象株式の交付は、上記記載の確認書が満期償還日の4営業日前の日(またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグがその都度指定するその他の営業日)以前に交付されている場合に限り、交付期日に、決済機構の振替制度を通じて行われる。本債権者がかかる確認書を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)に交付しなかった場合には、譲渡証書または交付株式数の対象株式は、交付期日の後速やかに当該本債権者に交付され、かかる交付は当該本債権者のリスク負担により行われる。疑義を避けるために付言すれば、満期償還日後に当該交付の日が到来する場合にも、本債権者は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

(e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債権者または本債権者に代わり行為する銀行、ブローカーその他の者を交付株式数の対象株式の株主名簿上の株主として記載すること、または記載せしめることに對し一切の義務を負わない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および支払不能事由の影響

(a) 最終評価日以前の日における対象株式発行会社による潜在的調整事由に該当する事項の宣言、公表または決定に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じる場合には、計算代理人は()かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、転換価格、早期償還判定価格、ロックイン価格および/または交付株式数ならびにその他の本債券の決済または支払条件に関連する数値を調整し、かつ()当該調整の効力発生日を決定する。

(b) 最終評価日以前の日において対象株式に関し合併事由または公開買付が発生した場合には、計算代理人は()その単独かつ完全な裁量により、当該合併事由または公開買付の本債券に対する経済的影響を反映するために、本債券についての償還、決済、支払またはその他の条件の調整(対象株式に代えて、対象株式発行会社と経営、財務状態その他の事項が類似している本取引所に上場している他の会社の株式を代替対象株式(以下「代替対象株式」といい、当該合併事由により存続会社となる会社の株式を含む。)とすることを含むがそれに限らない。)を行うことを決定し、かつ()当該調整の効力発生日を決定する。または、上記に基づき、計算代理人が、商業上合理的な結果を導くかかる調整を行うことが不可能であると決定した場合、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由または(場合により)公開買付を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額で償還される。本(ロ)(b)に基づき対象

株式の代替が行われる場合は、本書中対象株式の記載は代替対象株式と読み替えられ、単元株数および現金調整額を含む本書に定める規定は代替対象株式を参照して決定される。

- (c) 最終評価日以前の日、対象株式に関し国有化、上場廃止または支払不能事由が発生している場合、発行者は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、本債券のすべてを、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、かかる国有化、上場廃止もしくは支払不能事由（場合による。）を考慮に入れた本債券の公正な市場価格に等しい額から関連ヘッジ契約の解除もしくは変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を日本円で現金により本債権者に対しその保有する本債券の額面金額に応じて支払うことにより、償還する。
- (d) 計算代理人は、可及的速やかに、(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および/または調整の詳細を発行者、主支払代理人および受渡代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は主支払代理人により本債券の要項に従って行われる。

(八) 追加障害事由

- (a) 追加障害事由（以下に定義される。）が発生した場合、発行者はその単独かつ完全な裁量により、本債券を継続するか償還するかを決定する。
- (b) 発行者が本債券を継続すると決定した場合、計算代理人は、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により適切と考える、本債券の償還、決済または支払条件に関する調整および/またはその他の調整を行うことができ、かかる調整は計算代理人が決定する日において有効となる。
- (c) 発行者が本債券を償還すると決定した場合、発行者は本債権者に対し、かかる償還の意思につき、5営業日以上前の通知を行うものとし、かかる場合、発行者の本債券における義務は、計算代理人がその単独かつ完全な裁量で選択する日（ただし、かかる日は本債券の償還の日を設定された日より15日を超えて前であってはならない）における本債券の公正市場価格から、関連ヘッジ契約の解除についての発行者の合理的な費用または発行者に発生した損害を按分して差し引いた額（ただし、いずれも計算代理人がその単独かつ完全な裁量により計算する）に等しい金額を各本債券について支払うことにより充足される。
- (d) 発行者は状況に応じて合理的に可能な限り速やかに、主支払代理人および計算代理人に対し、追加障害事由の発生につき通知する。
- (e) 以上につき、以下の用語は以下の意味を有する。

「追加障害事由」とは、法令の変更、ヘッジ障害および/またはヘッジ費用増加（それぞれ以下に定義される。）をいう。

「法令の変更」とは、2019年2月27日以後、(A) 適用ある法令もしくは規則(税法を含むが、これに限られない。)の採択もしくは変更起因するか、または(B) 適用ある法令もしくは規則の管轄権を有する裁判所、裁判機関もしくは規制当局による解釈の公表もしくは変更(課税当局による措置を含む。)に起因して、(a) 関連ヘッジ契約の当事者および/もしくはその関係会社がヘッジポジションを保有、取得もしくは処分することが違法となっているか、または(b) 発行者および/もしくはその関係会社が本債券に関する義務の履行において著しく増加した費用(税務上の債務の増加、税務上の優遇の減少もしくは発行者および/もしくはその関係会社の税務ポジションへのその他の悪影響を含むが、これらに限られない。)を負担することになる、と計算代理人および/もしくは発行者が誠実に判断する場合をいう。

「ヘッジポジション」とは、関連ヘッジ契約の当事者および/またはその関係会社による個別またはポートフォリオベースでかかる関連ヘッジ契約をヘッジするための(A) 有価証券、オプション、先物、デリバティブまたは外国為替におけるポジションもしくは契約、(B) 株券貸借取引または(C) その他の商品または取決め(いかなる用語が用いられている場合も含む。)の1つ以上についての、購入、売却、参加または維持をいう。

「ヘッジ障害」とは、商業上合理的な努力を尽くしても、発行者が(A) 本債券を発行し、かつ本債券に関する義務を履行するリスクをヘッジするために必要と発行者がみなす、取引または資産について、その取得、設

定、再設定、代替、維持、解約または処分を行うことが不可能であるか、または(B)にかかる取引または資産の処分代わり金の実現、回復または送金を行うことが不可能であることを意味する。

「ヘッジ費用増加」とは、2019年2月27日に存在する状況と比較して、以下のいずれかを行うための租税、課税、費用または手数料（仲介手数料を除く）の金額において大幅な増加が発行者に発生することを意味する。ただし、発行者の信用が毀損されたことだけによって発生する大幅な増加はヘッジ費用増加とはみなされない。

- (A) 本債券を発行し、かつ本債券に関する義務を履行するリスクをヘッジするために必要と発行者がみならず、取引または資産についての取得、設定、再設定、代替、維持、解約または処分
- (B) 上記取引または資産の処分代わり金の実現、回復または送金

対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2015年から2018年までの各年および2018年4月から2019年3月までの各月の対象株式発行会社の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。下記の表においては、対象株式発行会社の呼値の単位にかかわらず、株価は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象株式発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式分割もしくは株式併合が行われている場合には、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式発行会社の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に推移することも示唆するものではない。

<ヤフーの株価終値の過去推移>

株価（単位：円、2015年から2018年までの年次毎および2018年4月から2019年3月の月次毎）

年	最高値(円)	最安値(円)	年 月	最高値(円)	最安値(円)
2015年	570.0	399.0	2018年 4月	498.0	442.0
2016年	524.0	388.0	2018年 5月	411.0	385.0
2017年	556.0	452.0	2018年 6月	393.0	364.0
2018年	538.0	259.0	2018年 7月	425.0	352.0
			2018年 8月	436.0	377.0
			2018年 9月	409.0	363.0
			2018年10月	412.0	352.0
			2018年11月	333.0	304.0
			2018年12月	332.0	259.0
			2019年 1月	302.0	273.0
			2019年 2月	327.0	289.0
			2019年 3月	296.0	291.0

出典：ブルームバーグ・エルピー

(注) 2019年3月は2019年3月6日まで。2019年3月6日の東京証券取引所におけるヤフーの株価の終値は296.0円であった。

(3) 税制変更による期限前償還

税制上の償還については、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。

(4) 買入消却

発行者はいつでもいかなる方法および価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券はこれを保有し、売却し、または発行者の選択により消却のため支払代理人に引渡すことができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店（Citibank, N.A., London Branch）（主支払代理人）
ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB）

本債券の元利金の支払は、東京に所在する銀行における支払受領者が管理する円建口座への送金により行われる。

かかる支払は、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の条項を害することなく、（ ）適用ある法域において適用される財政その他に関する法令・規則、（ ）合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定（以下「FATCA」という。）、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除、および（ ）合衆国内国歳入法第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除に服する。

確定債券に関する元金の支払は、上記に記載の方法により、確定債券の呈示に対してのみ行われる。また確定債券に関する利息の支払は、上記の方法により、利札（本債券についての利札を以下「利札」という。）の呈示に対してのみ行われる。いずれの場合も、いずれかの支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において行われる。

本債券が大券により表章されている場合の本債券に関する元利金の支払は、確定債券に関する上記の方法または当該大券上に特定された方法により、支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において、該当する場合は大券の提出または（場合により）呈示に対して行われる。各支払の記録は、支払代理人によりまたは該当する場合はユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録において、元金および利金の支払を区別して当該大券上になされる。

大券の所持人は、当該大券により表章される本債券に関する支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行者は各支払金額に関し当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い支払をなせば当該支払義務につき免責される。本債券の実質的所有者としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に記載されている各人は、当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い発行者が支払った支払金額のうちその者の持分について、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグのみに請求できる。当該大券の所持人以外の者が、当該大券につき支払われるべき金員に関し発行者に対して請求することはできない。

本債券または利札に関する金員の支払期日が、支払営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合、本債権者は、翌支払営業日まで当該場所において支払を受領することができないものとする。なお、かかる遅延に関して追加の利息その他の支払はなされないものとする。本書において、「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日を行い、「支払営業日」とは、（本債券が確定様式の場合に限り）当該本債券または利札の呈示が行われた場所ならびに、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日を行う。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、一般かつ（下記の場合を除き）無担保の債務であり、それらの間で優先することなく、発行者のその他すべての現在および将来の未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位とする。

本債券が未償還である限り、発行者は、現在または将来において、いかなる対象債務（以下に定義される。）を担保するためにも、発行者の現在または将来の事業、持分、資産もしくは収入（払込未請求資本を含む。）に対し抵当権、先取特権、質権、負担その他の担保権（以下「担保権」という。）を設定せず、または担保権を設定せしめない。ただ

し、発行者が担保権を新たに設定する場合には設定と同時にもしくはその前に、またそれ以外の場合には速やかに、以下のいずれかを確実にするために必要な一切の行為を行う場合はこの限りではない。

- (a) 本債券および利札に基づき支払われるべき一切の金員が、当該担保権によりかかる対象債務と同等かつ同順位に担保されること。
- (b) 債権者集会の特別決議（行使議決権の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として下記「11 その他（4）代理契約」記載の代理契約に定義される。）により承認されたその他の担保権もしくは取決め（担保権の設定を含むか否かを問わない。）が提供されること。

上記の「対象債務」とは、以下の意味を有する。

（ ）ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券に関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）で、金融商品取引所、店頭市場その他の有価証券市場において値付けされ、上場されまたは値付け、上場もしくは通常取引されうるもの、および（ ）かかる債務の保証または補償。

本債券および利札は、代理契約別紙8の保証状（以下「保証状」という。）の様式に大要が規定される保証の利益を享受する。

発行日現在における保証人（以下「当初保証人」と総称する。）は、日付の詳細、様式その他の詳細とともに本債券に適用される最終条件書に規定される。スウェーデンのその他のランディングおよびコミュニティ（それぞれ、日本の都道府県および市町村に相当する。）は、後日、保証人になることができ、当初保証人とともに本書において「保証人」と呼称される。いずれかの者が保証人になった場合には、本債券に関するその時々保証人の詳細は主支払代理人および支払代理人の指定事務所において適宜入手可能となる。

保証状に基づく各保証人の義務は連帯であり、かかる保証人の直接、無条件、一般および無担保の義務を構成し、当該保証人の他のすべての現在および将来の、未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位となる。発行者が本債券に関する義務の履行を怠った場合には、発行者およびその他の保証人に対する手続きを要することなく、スウェーデンの裁判所において、各保証人との関係で個別に保証状を強制することができる。

いかなる保証人およびその資産も、スウェーデンの裁判所に持ち込まれる法手続に関して主権免責またはその他の免責の対象とならない。いかなる保証人もスウェーデンの現行法下において保証状に基づき支払われる金額から控除または源泉徴収を要求されることはない。

6【債券の管理会社の職務】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、主支払代理人が任命されており、かかる主支払代理人の職務は以下のとおりである。

- (1) 発行者から元利金の支払資金を受領し、支払代理人に送金する。
- (2) 下記のとおり、本債権者からの期限の利益喪失通知を受領する。

下記に掲げる事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者のいずれも、（主支払代理人の指定事務所宛の）発行者に対する書面での通知により、主支払代理人による当該通知の受領の日を効力発生の日として、その保有する本債券に関し直ちに期限が到来し支払われるべき旨の宣言をすることができる。かかる宣言により、当該本債券は直ちに額面金額に支払の日までの経過利息（もしあれば）を付して、いかなる提示、要請、異議またはその他通知を要求されることなく償還される。

- （ ） 発行者が本債券の元本またはいずれかの利息の該当する通貨による支払を10日間を超える期間怠った場合。
- （ ） 発行者が本債券に関する債券の要項に規定したその他の義務の履行を怠り、かかる不履行の通知が発行者に対して（主支払代理人の事務所において）なされた後21日を経過してもなお当該不履行が治癒されない場合。
- （ ） 発行者の借入れ（以下に定義される。）がその債務不履行の結果として期限の利益を喪失した場合、または借入れが支払期日にもしくは適用される猶予期間内に支払われない場合。ただし、本項記載のいずれかの事由が発生しても、当該借入れまたはその他関連する債務のいずれかが単独で、あるいはその他の借入れおよび/または発生しかつ継続しているその他の事由（もしあれば）のすべてに関連するその他の債務との合計で3,000万ユーロ（または他の通貨におけるその相当額）を超えない場合は、期限の利益喪失事由を構成しない。
- （ ） 発行者の解散もしくは清算の命令が発せられた場合またはそのための有効な決議がなされた場合、管轄裁判所が発行者に対し破産もしくは支払不能を宣言またはその旨判断した場合、発行者がその業務の全部もしくは重

要な部分を停止するまたは停止するおそれのある場合、またはその資産の全部もしくは重要な部分を処分する
または処分するおそれのある場合。

() 発行者が支払期日にその負債を支払えない場合、担保権者が発行者の財産の全部もしくは重要な部分を取得した
場合、発行者がその債権者一般のための財産譲渡を行った場合、適用ある破産、支払不能等に関連する法律
に基づき発行者についてその破産もしくは支払不能の宣告、支払猶予もしくは和議、または発行者の破産もし
くは支払不能におけるもしくはその財産の重要な部分に関する清算人もしくは財産管理人（もしくは同様の役
職者）の任命を求める司法手続が提起されもしくはその他の手続が講ぜられ、かつかかる手続が30日以上有効
となっている場合、または支払の停止を求めもしくはこれを認める命令がなされた場合もしくはその有効な決
議が発行者によりなされた場合。

() 本債券に関する発行者の債務に関するすべての保証人について保証状が完全な効力を消失した場合、または保
証人すべてが当該保証状が完全な効力を有しない旨主張する場合。

上記「借入れ」とは、(a) 借入金、(b) 手形の引受けもしくは引受与信に基づくまたはそれに関する債務、または
(c) 募集、発行もしくは分売されたあらゆるノート、債券、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・
ストックその他の証券（公募、私募、交換募集その他を問わない。また、発行の際の対価が全額現金であるかどうかま
たは一部が現金以外の対価をもって発行されたかを問わない。）に関する現在もしくは将来の負債（元本、プレミア
ム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）を意味する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は代理契約において規定されている。

発行者は随時、また本債券の元本残高の5%以上を有する本債権者の書面による要求の場合は必ず、債権者集会を招
集し、本債権者の利益に影響を及ぼす事項（特別決議（投じられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を
指す。）による本債券の要項の変更を含む。）を審議するものとする。債権者集会において特別決議を可決するための
定足数は、本債券の元本残高の過半数を保有または代表する1名以上の者、または同延会においては、保有または代表
される本債券の元本金額の如何にかかわらず、本債権者本人または代理人1名以上の者とする。ただし、本債券の要項
の一定の変更（本債券の償還期限もしくは利払いの日の変更、元本額もしくは利率の減免、本債券もしくは利札の支払
通貨の変更、または発行者により作成された誓約証書（以下「誓約証書」という。）の一定の変更を含む。）を議題と
する集会はこの限りではなく、その場合の特別決議の定足数は、本債券の元本残高の3分の2以上または同延会におい
ては3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。代理契約は、()代理契約に従い適法に招集および開催され
た債権者集会において、行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決された決議、()本債券の元本残高の4分
の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために署名された、書面による決議および()本債券の元本残
高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために、（主支払代理人が満足する形式で）関連決済機
関を通じて電子同意の方法で与えられた合意は、いずれの場合も債権者集会の特別決議として有効である、と規定して
いる。債権者集会において可決された特別決議は、当該集会に出席したかどうかを問わず、また当該決議に投票したか
どうかを問わず、すべての本債権者および利札の所持人（以下「利札所持人」という。）を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

イ．本債券および利札に関する発行者による一切の支払は、スウェーデンもしくはその下部行政区画によりもしくは
そのために、またスウェーデンのもしくはその域内の課税当局によりもしくはそのために、現在または将来賦課さ
れる一切の種類の前払公課、徴税金、税金または課徴金（以下「前払公課」という。）を源泉徴収または控除され
ることなく行われる。ただし、法律により、かかる前払公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りで
はない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者または利札所持人が受領する金額（純
額）が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札に関して受領されるはずであった金額と等しくな
るように、それぞれ必要な追加額を支払う。

ただし、以下の場合、本債券または利札に関して、かかる追加額は支払われないものとする。

() 本債券または利札の保有のみを理由とする以外に、スウェーデンと関連性を有することを理由として、本
債券もしくは利札に関する前払公課が課される本債権者もしくは利札所持人、またはかかる本債権者もしくは
利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。

- () 関連税務当局に対し、課税免除のために非居住者である旨の宣言または同様の要求をすることにより、かかる源泉徴収もしくは控除に服さない本債権者もしくは利札所持人により、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- () 関連日(以下に定義される。)から30日を経過した後に呈示される場合。ただし、本債権者または利札所持人がかかる30日の期間の最終日に(当該日が支払営業日であったことを前提として)支払のために本債券または利札を呈示したならば当該追加額を受領する権利を有していた場合には、その範囲で本号の適用は除外される。
- () スウェーデンにおいて支払のために呈示される場合。

本書のいかなる記載にもかかわらず、発行者、支払代理人または他のいかなる者も、FATCA、FATCAを実施する条約、法令もしくは他の公的ガイドライン、または発行者、支払代理人もしくは他の者と米国、他の該当する法域もしくはFATCAを実施する、それらの当局との間の契約により本債券につきまたはかかる本債券に関して課される源泉徴収または控除に関する追加額を支払う必要はない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日を指す。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合、かかる金員を全額受領し、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適法に付与された日を指す。

- ロ.() スウェーデン、その下部行政区画、またはスウェーデンのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(発行日以降に効力を生じた変更または改正に限る。)の結果、発行者が本債券に関する次回の支払期日に上記に従って追加額の支払義務を負い、かつ() 発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、(下記「10 公告の方法」に従い)30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を主支払代理人および本債権者に対して付与することにより、発行者は、その選択により本債券の全部(一部は不可)を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本債券に関する支払期日が到来したとすれば発行者が当該追加金を支払うことを要した最初の日から90日より前には行わないものとする。

本節に基づく償還の通知を行う前に、発行者は、上記()の要件が本債券に関する次回の支払期日に適用され、発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該追加額の支払義務を回避することができない旨の発行者の取締役2名が署名した証明書および発行者がかかる変更または改正の結果追加額の支払義務を負う旨の周知された独立の法律顧問の意見書を、主支払代理人に交付する。

本ロ.に従って償還される本債券は、早期償還額(租税)(以下に定義される。)で償還される。

「早期償還額(租税)」とは、早期償還の直前の(ただしかかる事態を招いた税制上の理由は無視する。)本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独の裁量で誠実に決定された円建ての金額(ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め(本債券に基づく発行者の義務をヘッジする、あらゆるタイプの株式オプション、株式スワップまたは他の商品を含むがこれらに限られない。)(以下「関連ヘッジ契約」という。)の清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額)である。早期償還額(租税)を決定する目的上、未払利息は支払われないが、各本債券の公正市場価格の計算には考慮されるものとする。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように、債券の償還時において、債券が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- () 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

- () 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本債券の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本債券の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。
- () 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。
- () 本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

9【準拠法及び管轄裁判所】

代理契約、本債券および利札、誓約証書ならびにこれらに関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

発行者は、本債権者および利札所持人のために、英国の裁判所が代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の紛争（代理契約、本債券および/または利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有し、それゆえ代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の訴訟、訴えまたは手続（代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する訴訟、訴えまたは手続を含む。）（以下、総称して「司法手続」という。）が英国の裁判所に提起されうることに、取消不能の形で同意する。発行者は、司法手続に係る英国の裁判所の管轄権に対し異議を申立てること、および不都合な裁判地において司法手続が提起されたと主張することを取消不能の形で放棄する。また英国の裁判所に提起された司法手続においてなされた判決が、最終的な判断として発行者を拘束し、その他一切の裁判所において強制力を有するものであることに、取消不能の形で同意する。本項は、発行者に対してその他の管轄裁判所において、司法手続を遂行する権利を制限するものではなく、また同時であるかどうかを問わず、1ヶ所または複数の管轄地における司法手続の遂行により、その他の管轄地における司法手続の遂行が妨げられるものではない。

発行者は、司法手続に関する英国における書類の送達受領代理人として、ビジネス・スウェーデン - スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden - The Swedish Trade & Invest Council）の英国事務所（現在はロンドン W1H 2AG、

アッパー・モンタギュー・ストリート5(5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)に所在する。)を指定する。また同公団が送達受領代理人でなくなった場合には、他の者を送達受領代理人として指定する。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンにおいて通常発行されている主要日刊紙(ファイナンシャル・タイムズ紙を予定)に公告された場合、有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた公告は、当該日刊紙に最初に公告された日に有効に行われたものとみなされる。

確定債券が発行される時点までは、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより保有されている限り、かかる日刊紙における公告に代えて、本債権者に伝達するためにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知が送達される場合がある。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが通知を受領した後、2日目に本債権者に対して行われたものとみなされる。

11【その他】

(1) 時 効

本債券および利札は、関連日(前記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定義される。)から元金については10年以内に、利息については5年以内に、元金および/または利息に関して請求がなされない場合に失効する。

(2) 本債券および利札の代替

本債券または利札は、紛失、盗取、毀損、汚損または破棄の場合、代り券の請求者がそれに関する費用を支払い、かつ発行者が要求する証拠および補償に関する条件を満たした場合、主支払代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した本債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを提出されなければならない。

(3) その後の発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに、すべての点(当該債券の最初の利払いの金額および期日を除く。)で本債券と同一の要項を有し、その結果未償還の本債券と合わせて一つのシリーズを構成する債券をさらに成立させ、発行することができる。

(4) 代理契約

本債券は、ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する、発行者、主支払代理人および当該契約に記載のその他の当事者の間の修正再規定代理契約(以下「代理契約」という。)に基づいて発行される。

(5) 債券の形態

本債券は、当初、恒久大券により表章されるものとし、発行日までにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管機関に預託されるものとする。恒久大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの両方が、(法律上またはその他の休日による場合を除き)継続して14日以上業務を閉鎖し、または恒久的に業務を中止する意思を公表しもしくは実際に業務を中止し、かつ承継する決済機関が利用し得ない旨の通知を発行者が受けた場合には、その全部(一部は不可)につき確定債券に利札を付して(無償にて)交換される。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

会社の最高法務責任者であるイェンス・ラーション氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 会社はスウェーデン法に基づき適法に設立され存続している法人である。

- (2) 発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは会社によって認められており、スウェーデン法上適法であり、本債券の発行に関し、会社に対し要求されている政府の同意、許可もしくは承認はすべて取得されている。
- (3) 会社および代理人による関東財務局長に対する発行登録追補書類の提出は適法に授權されており、スウェーデン法上適法である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が発行登録追補目論見書の表紙に記載される。さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「スウェーデン地方金融公社2019年12月19日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(ヤファー株式会社普通株式)(以下「本債券」といいます。)の2019年12月19日を除く各利払日における早期償還は、ヤファー株式会社の株価水準により決定され、また、本債券の満期償還はヤファー株式会社の株価水準によっては、対象株式および/または現金調整額(もしあれば)の交付をもって行われることがありますので、本債券はヤファー株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

なおヤファー株式会社につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月29日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）
平成30年9月28日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象株式発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 理由

本債券の満期償還は、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、かつ計算代理人が、最終価格が転換価格を下回っていると決定した場合、発行者による額面金額の支払に代わり、対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされ、また、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 早期償還」記載の条件に従い、早期償還判定日において、対象株式の終値が早期償還判定価格と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本債券は額面金額で早期償還される。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、ディーラー、売出人その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成31年2月13日現在）：	5,151,627,115株
上場金融商品取引所名または	東京証券取引所
登録認可金融商品取引業協会名：	（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株である。
（注）平成31年2月13日現在の発行済株式数には、平成31年2月1日から平成31年2月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まない。	

2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書

事業年度（第23期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

平成30年6月18日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第24期第3四半期）（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

平成31年2月13日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年6月28日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に
基づく臨時報告書を平成30年7月11日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に
基づく臨時報告書を平成30年7月27日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に
基づく臨時報告書を平成30年8月9日に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に
基づく臨時報告書を平成30年9月11日に提出

二.訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号